

## 第 10 章 方法書に対する意見、見解等



## 第10章 方法書に対する意見、見解等

### 10.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

#### 10.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 10.1 に示す日時で計 4 回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。

表 10.1 方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第 1 回	令和 3 年 10 月 8 日 (金) 19:00~20:23	戸塚区民文化センター さくらプラザ (戸塚区戸塚町 16-17)	23 名
第 2 回	令和 3 年 10 月 10 日 (日) 19:00~19:40		7 名
第 3 回	令和 3 年 10 月 17 日 (日) 19:00~20:10	泉区民文化センター テアトルフォンテ (泉区和泉中央南 5-4-13)	23 名
第 4 回	令和 3 年 10 月 18 日 (月) 19:00~20:21		12 名
合計			65 名

## 10.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

各開催日の意見の概要と都市計画決定権者の説明の概要は、表 10.2 (1)～(2)、表 10.3 (1)～(3) 及び表 10.4 (1)～(3) に示すとおりです。第2回においては、参加者からの質疑、意見はありませんでした。

整理にあたっては、発言順ではなく項目別とし、事業区分を設けました。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、公園整備事業に関する質疑・意見は「公園」、墓園整備事業に関する質疑・意見は「墓園」、その他事項については「その他」としました。

表 10.2 (1) 方法書説明会（第1回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	深谷通信所跡地の利用アイデアコンペが 2010 年（実際は 2009 年）に開催されました。その後の事業化までなぜこれほどの時間がかかるのでしょうか。	返還後、市民のご意見を参考にしながら「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成したため、時間を要しました。御理解いただければと思います。
事業計画	共通	深谷通信所跡地の返還が上瀬谷通信施設跡地より早いにも関わらず、深谷通信所跡地での事業化が遅れている理由を教えて下さい。	深谷はほぼ 100% が国有地ですが、上瀬谷は、民有地が入っています。民有地は返還された場合、今まで払う必要がなかった税金等を今度は自ら払う必要が生じるため、急いでいる面があると思います。 また、国際園芸博の開催が決まった点もあるかと思います。
事業計画	共通	5 年の準備期間とは、何をするのでしょうか。	国との協議によって国有地を取得して工事に入っていく等の手続があるため、どうしても 5 年程度はかかると想定をしています。
事業計画	共通	墓園、公園の整備というのは決定なのでしょうか。	墓園と公園と外周道路も含めて、この方向で進めていくということで手続きを行っています。
事業計画	共通	公園や墓地の整備が行われることを初めて知りました。この事業は住民の方からの理解を得られたうえでの事業なのでしょうか。	地元の協議会等と意見を交わしながら「深谷跡地利用基本計画」の素案を作成し、市民へ周知しご意見をいただくことを通じて、この計画を立てています。その上で公園・墓園整備事業を進めるため、今回、環境影響評価の手続を行っています。
事業計画	墓園	墓園の早期整備を望みます。	深谷の整備計画の中では早めに供用する施設として位置づけています。
事業計画	墓園	外周道路に関して、墓園の方で事業されることが納得できません。外周道路は安全・防犯面の為にも一刻も早く整備してほしいです。	外周道路が完成しないと墓園へ連絡する道がなく、墓園と外周道路の整備は密接に関係していることから、墓園に含めて環境影響評価を行っています。
景観	共通	深谷通信所跡地では富士山も見えるほか、日の出・日の入が良く見える景観の素晴らしい場所です。現在の景観を損ねることは止めてもらいたいです。	そのような現在の景観を大切にする計画にしていきたいと思っています。

表 10.2 (2) 方法書説明会（第1回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山がよく見えます。事業によって景観を損ねることが考えられるため、あまり手を加えないでほしいです。	富士山が良く見える景観等、深谷特有の景観を大切にしていきたいと考えています。今後、公園の詳細を検討していく中で反映したいと考えています。
その他（説明会）	共通	説明会の中でなぜ意見書の用紙を配布出来ないのでしょうか。	意見書用紙の配付場所や入手先を事前にお知らせして手続を開始しておりますので、ご了承ください。
その他（国有地の賃借料）	共通	事業箇所内の国有地に対して、土地を国から借りることになるのでしょうか。また、借りる場合、賃借料は発生するのでしょうか。発生する場合の負担先はどこになるのでしょうか。	墓地と道路については無償貸付け、もしくは無償譲渡になります。 公園の場合は、面積の3分の2を無償貸付け、3分の1を国から横浜市が買取る仕組みとなっています。
その他（アンケートの内容）	共通	数年の間隔でアンケートが実施されているとのことです、どのようなアンケートなのでしょうか。	横浜市では5年に1度、将来の墓地計画のために、アンケート調査を行い、墓地の将来推計をしています。
その他（整備後の利用に関する意見）	公園	整備後、公園を学校が優先的に活用することは可能でしょうか。	通常の利用枠の中に学校名義で取るというような扱いには今のところなっていませんので、教育委員会とも相談しながら検討したいと思います。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓園での収入を全体の事業に充当するから、墓園整備が必要なのだろうと考えますが、いかがでしょうか。	墓園は独立採算のため、整備に要する費用は全て墓園の会計から出し、それを回収するということであり、事業手法が道路と公園とは別になっています。
その他（墓園の必要性）	墓園	深谷通信所跡地利用アイデアコンペにはお墓の案はありませんでした。これからはお墓がいらない時代になること、お墓の上には避難場所を設置できないため、墓園の整備には反対です。	平成29年から令和18年度までの間に77万人の方が亡くなられると予想され、墓地の必要数を計算方法に従って出したところ、約10万区画の墓地が必要になりました。 墓園整備では750台分の駐車場や広場を造る予定ですので、その2つを災害発生時に地元の方が利用できるよう、計画を考えています。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓地の整備に反対する人はいないのでしょうか。	泉区等で反対のご意見はありました が、これまでいろいろな説明をする中で徐々に理解は進んできていると感じています。
その他（墓園の使用料）	墓園	墓園の使用料はどれくらいなのでしょうか。	正確な数字はまだ出しておりません。本事業は独立採算で行うため、建設費を基に使用料を出していくことになります。
その他（墓園の利用方法）	墓園	お墓を契約する際、抽選の応募があるのでしょうか。また、お墓は誰でも入れるのか、それともお骨がある人優先なのでしょうか。	深谷での募集方法については、まだ決まっておりません。

表 10.3 (1) 方法書説明会（第3回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	都市計画の決定は令和5年となっているが、当初3年から5年に延期となつた理由について教えてください。	平成30年度まで現地での詳細な調査が国から認められなかつたことや新型コロナウイルスの関係もありまして少し遅れています。
事業計画	共通	今回のこの計画の中に、防災センターが入っていません。以前の説明では防災センターを設け、その他運動施設等を設けるといった計画だったと思います。説明の画面上では防災センターと書かれていましたが、配布された資料内には見られません。どのようにになりますか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」においても、防災センターという大きな建物はここでは考えておりません。 火災が起こったときに一時的に逃げる一時避難場所としての広域避難場所として使用し、その後は臨機応変に使えるよう考えているものです。
事業計画	公園	事業の工程について、全ての工事が終了した段階で供用となりますか。それとも出来たところから部分供用となるのでしょうか。	公園の工程については、おおむね3期ぐらいの段階的な整備になると思っています。北西側が第1期で、着手から5年程度で使える状態にしていきたいと思っています。ここが使えるような状態になって、中央部の工事に着手しますが、施工完了区域については通常の公園として使えるようになります。
事業計画	墓園	外周道路50mは車道のほかに歩道やランニングコースも含めてだと思いまが、少し広すぎるのではないかでしょうか。車両の量が増え、スピードを出す車も出てくると思うので、車道を広く取つてもらいたくないです。	相互通行の2車線道路と歩道、サイクリング道路、ジョギング道を造り、その間にできるだけ植栽帯等を設け、幅員50mとしていますが、具体的にはこれから決めていくものです。 車両が頻繁に通るようなことのないよう、今のかまくらみちの機能と同じような相互2車線ということを基本に考えております。
事業計画	墓園	墓地はどのような形の墓地になるのでしょうか。ドリームランド跡地のような墓地のタイプか、普通のお寺にあるような墓地のタイプか教えてください。	深谷でもドリームランド跡地の墓園と同様なイメージの芝生型墓園を予定しています。そのほか、大きな木を目印に、その周りに骨つぼを埋めていくような樹林型墓園、慰靈碑を設け、慰靈碑の下の地下に骨つぼを収納するような合葬型の納骨堂、納骨施設を3万体整備する計画です。

表 10.3 (2) 方法書説明会（第3回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	墓園	<p>現在の墓園の計画について、この事業における位置関係はこれで決定ですか。</p> <p>下和泉の住宅地の人は、ゾーニング計画でいう C と A を横断してバス停に行くことになります。そのため、お墓の中を突っ切ってバス停まで行くことになるので、もう少し人の動きを考慮した計画にしてほしいです。人の動きのないところがあるので、そこに墓園を移してほしいです。</p>	<p>墓地と公園の位置関係につきましては、「深谷通信所跡地利用基本計画」を平成 30 年に作成していまして、そこで位置は決定してきている経過がございます。今、お話がありました住宅地からバス停に行く動線を利用する方がいるのは我々も承知しておりますので、この墓園の中を通ってあまり遠回りしなくても行ける動線を考えていきたいと思っています。</p>
事業計画	公園	400m や 100m のトラックコースをつくったらどうでしょうか。	施設の詳細については今後検討していきたいと思いますので、御意見として承りました。
生態系	共通	家の近くには和泉川が流れており、以前はホタルが生息していました。深谷通信所跡地近辺も樹林地が存在していましたが、大部分が無くなってしまいました。樹林地を形成させる等、この地区的生態系を戻すような計画にしてほしいです。	<p>自然豊かな空間としていくことを大目標に掲げて計画を進めています。</p> <p>現在のところ、詳細につきましてはまだ決まっていないので、今後の検討としたいと思っております。</p>
土壤汚染	公園	深谷通信所跡地を産業廃棄物処分場として受けて入れていたことを初めて知りました。公園にした場合、子供たちも含めて遊んだりするので、安全性について詳しく教えてください。すごく不安です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省が定めた最終処分場跡地地形質変更に係る施行ガイドラインというものに準拠して、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱という要綱が横浜市にあります。それに基づいて指導が行われます。
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山が綺麗に見えます。今後の影響評価の中で、予測の項目に景観が入っていますが、地域の住民の眺望権も予測項目として含まれていますか。	<p>今後、施設の詳細を検討していく中で、富士山への展望も取り入れながら施設計画を行いたいと思います。</p> <p>地域の皆様の眺望権は調査項目には入っていません。</p>

表 10.3 (3) 方法書説明会（第3回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
その他 (周辺道路 関連)	共通	環状3号線、環状4号線の工事や供用の計画はどうなっていきますか。	道路の都市計画決定では、環状3号線と環状4号線の連絡道路を一体でやる予定ですが、今のところ詳細はまだ決まっておりません。検討の進捗に合わせて皆さんに御説明する機会を持つことになると思います。
その他 (周辺道路 関連)	共通	外周道路の外側には細い道がたくさんあります。災害時を考えると周りの細い道から外周道路の中に車での出入りが可能となるようにしてほしいです。災害時、回り道をして外周道路に出るのは不便なので、出来る限り多くの道路が外周道路に接続できるようにしてもらいたいです。	外周道路とそこへの細い道路をどのように接続させるかについてはこれから検討することになります。
その他 (土地の所 有)	共通	深谷通信所跡地の地下は日本に返ってきてているのですか。	深谷通信所跡地は、日本に返還されており、現在は国の所有です。
その他 (意見に対 する回答・公 表方法)	共通	意見書はどのような形で回答され、その回答は公表されるのか教えてください。	いただきました御意見、提出いただきました意見書等は、今後の手続の中で事業者として我々の回答を公表する予定としております。
その他 (説明会の 周知)	共通	今回の説明会について、案内チラシが配布されたとのことだが、見た覚えがありません。 今後、このような説明会が開催される場合の告知方法がわかつていれば教えて欲しいです。	方法書の周知の対象範囲は事業敷地の境界から約500メートル圏内の範囲の町丁全域を対象として全戸配布をしております。
その他 (公園管理)	公園	公園管理の際、除草剤はまかないほしいです。	横浜市では行政が除草剤を使って公園を管理している事例はなく、除草剤の使用は今のところ考えていません。

表 10.4 (1) 方法書説明会（第4回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	墓園と公園とで事業がわかっているのは何故でしょうか。	事業として墓園の事業と公園の事業とは別になります。事業ごとに評価をすることになっているため、形式上分けています。ただ、一緒に進めていくことになりますので、同時に説明会をしています。
事業計画	共通	15年後の状況（供用後の状況）が見えてこないのですが、墓園事業の具体的な計画について教えてください。	具体的な計画として現在決定していることは、面積12haの墓園に、芝生型墓地として1万5000区画を整備し、また、合葬式の墓地として、大きな樹木や慰靈碑等に骨壺で3万体納骨できるタイプの施設を設けることとしています。レイアウトや施設規模等の具体的な内容については、現在計画及び設計をしているところで、今後、皆様にお示ししたいと考えています。
事業計画	共通	墓園と公園を分けた理由は墓園事業を先行させるためではないですか。	墓園だけが先に進むということは全く考えておりません。墓園と公園の一部が並行して進むと考えております。あくまで跡地の事業の中で公園の事業と墓園の事業があるので、その事業の主体で分けたということで、先行するつもりはありません。
事業計画	共通	以前、現在の草地にスポーツセンターや防災センター等の建物を建設はどうかといった意見を出したが、計画に反映されていません。これらの意見を聞いて頂けないですか。	防災センターのような大きな建物を造ることは、防災の面からも含めてないということを地元にお話をしているところです。
事業計画	墓園	外周道路が50mとあるが、かなり広いため、イメージがわきません。また、外周道路に大きな樹木を植栽した場合、防災面で好ましくないように思われます。	車が通るのは片側1車線の両方向で合わせて2車線です。そこに、自転車道、ジョギング道、歩道等を配置します。その間に低木、中木等の樹木を入れる道路で、現在、この計画で県警協議等を道路局で行っているところです。

表 10.4 (2) 方法書説明会（第4回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	墓園	10万区画の墓地が必要であることに 対して、公民どのような整備予定か内訳 を教えてください。	10万区画のうち、これまでの実績か ら20年間に民間で4万区画整備を想定 しています。 公共では20年間に6万区画整備した いと考えています。深谷は芝生型1万 5000区画です。それと、合葬式が3万 体ですが、3万体を区画に直すときに2 体で1区画というふうに換算していま して、深谷では3万区画を整備する計画 です。 残り3万区画につきましては、平成30 年に日野こもれび納骨堂を造り、こちら が1万6500区画で、現在、舞岡で墓園 の整備をしていまして、こちらで1万 3000区画前後を確保し、それらを合わ せて6万区画を整備し、民間と合わせて 10万区画を20年間で整備する計画で す。
その他 (本事業の 周知)	共通	これまでにこの事業に対してどのような形で住民の意見を募集してきたの でしょうか。また、得られた意見はどのように反映されているのでしょうか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成するときに市民意見募集を行い、周知方法としては記者発表と「広報よこはま」、説明会も実施しています。 その中でいただいた意見については、公園の方で明るくしてほしいとか、緑をいっぱいにしてほしいとか、そういうところを跡地利用計画の中に入れ、最終的に「深谷通信所跡地利用基本計画」としてあります。
その他 (環境影響 評価の手続)	共通	この事業に対して環境影響評価を行 うということだが、環境の調査と事業の 計画は順序が逆ではないでしょうか。ま ずは調査を実施して、深谷通信所跡地の 環境を把握した上で計画していくのが 妥当だと思います。	環境影響評価は条例上で手順が決ま っております。まず、配慮書で、どうい った自然環境に配慮するのかということを示 します。また今回は方法書で、そこにある自然に対してどのような影響 がありそうなのかということを予測する ために調査をするのが準備書になっ ていきます。 順序が逆だというお考えも理解はで きますけれども、条例上の手続とい うことで御理解をいただければと思 います。
その他 (意見閲覧)	共通	意見を踏まえて計画が作られたと思 いますが、どのような意見が来ていたの ですか。意見は現在見ることが出来ます でしょうか。	旧深谷通信所跡地のホームページ内 に市民意見募集の考え方や、いただいた 意見が載っていますので、そちらを参照 ください。

表 10.4 (3) 方法書説明会（第4回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
その他 (説明会)	共通	説明会チラシ内にある意見書の提出とは、何に対しての意見書なのですか。	<p>今回の説明会で方法書の御説明をしましたけれども、環境の保全の見地からの御意見等をお持ちの方はこちらの提出方法で提出をしていただくというものです。</p> <p>この環境影響評価の手続に関する事ですで、公園事業、墓園事業についての御意見ということになります。</p>
その他 (周辺道路 関連)	共通	環状3号線、4号線からアクセス出来る計画となっていますが、3号線からのアクセスについては地元の人はあまり使わないように思います。	<p>環状3号線と環状4号線から連絡道路を通じて、どれだけの交通量になるかは道路局でやっているので、その交通量については把握していませんが、墓地の利用者は数値として把握しています。</p>
その他 (事業費)	共通	ランニングコストが掛かるのではないかでしょうか。あまりコストの掛からない施設にしてほしいです。	<p>墓地に関しては建設費、その後の管理費、そういうものを使用者が支払いをすることにより墓園整備事業を進めます。</p> <p>公園整備事業のランニングコストですが、詳細についての検討はこれから行います。</p>

## 10.2 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき公園整備事業に対し、23通の意見書（延べ意見数55件）、墓園整備事業に対し、14通の意見書（延べ意見数34件）が提出されました。意見書の内容と意見数は、表10.5(1)～(2)に示すとおりです。

意見書の概要及び都市計画決定権者の見解は、表10.6(1)～(18)に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき公園整備事業に対し提出された意見書のうち、墓園整備事業に係る意見については、参考として表10.7に都市計画決定権者の見解を示しています。

表10.5(1) 公園整備事業に対する意見書の内容と意見数

意見項目	意見数
事業計画	27件
環境影響評価	13件
その他	15件
合 計	55件(23通)

表10.5(2) 墓園整備事業に対する意見書の内容と意見数

意見項目	意見数
事業計画	19件
環境影響評価	6件
その他	9件
合 計	34件(14通)

表 10.6 (1) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>公園及び墓園整備事業について、早く完成することを楽しみにしている。</p> <p>公園及び墓地はいつ頃出来るのか。待ち遠しく思う。</p> <p>公園事業化早期推進を願う。</p> <p>整備事業のレイアウトには賛同する。</p> <p>返還前から地域住民の意見募集等を何度もしていたのに、これから 20 年後の完成予定では今まで何をしていたのか問いたい。</p>	<p>方法書に記載のとおり、本事業は令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続を進めています。手続終了後 5 年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。また、完成した場所から順次部分供用を進め、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。</p> <p>本事業の具体的な施設配置等は、今後、「深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年 2 月）（以下、「跡地利用基本計画」といいます。）」を基に検討していきます。</p> <p>平成 24 年に市民意見募集を実施し、平成 25 年に泉区深谷通信所返還対策協議会から「跡地利用計画案」が提出されました。</p> <p>その後、平成 26 年度に深谷通信所が全域返還されるとともに、地元の市民及び深谷通信所返還対策協議会の方々と議論を重ね、平成 29 年に「深谷通信所跡地利用基本計画(案)」を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を踏まえ、平成 30 年 2 月に「跡地利用基本計画」を策定しました。</p> <p>現在、「跡地利用基本計画」の実現に向けて、環境影響評価等の手続を進めているところですが、土壤汚染や産業廃棄物最終処分場の把握等で、想定以上の時間を要しています。今後、事業を進めていきますが、本事業区域面積が約 48 ヘクタールと広大なため、工事期間が長期に及ぶことへのご理解をお願いします。</p>

表 10.6 (2) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>過去の事業の失敗事例の中で多く見られた手法として、無理なコンセプトの実現によるゾーニングであるが、こうした事例を鑑みると、本事業では生態学のわかる環境学の専門家が第三者的立場から科学的な助言をしているのかが疑問だ。</p> <p>この場所は多くの野鳥の貴重な生息の場、繁殖の場となっている。春になると多数のヒバリが営巣をしている。上空では多くのヒバリがさえずっていて、これだけの密度でヒバリが生息をしている場所は珍しい。近くにはセッカも多くいる。また上空を多くのツバメが子育ての餌となる虫を求めて飛び交っている。雨が降った後には水たまりでツバメが巣作りのための泥を集めてもいた。周囲では数羽のキジが縄張りを主張して鳴き交わしている。冬になれば多くのツグミが越冬のために飛来する。その他の野鳥も多く生息している。時にはこらではまず見ることのできない珍鳥も飛来することがある。それだけここは野鳥にとって貴重な場所なのである。</p> <p>野鳥は種類によって生息環境がそれぞれ異なる。水辺を生息域とするもの、山林を生息域とするもの、平地や草原を生息域とするもの等様々である。この場所は平地や草原を生息域とする鳥たちにとって貴重な生息場所である。</p> <p>山地や谷は開発には向き、またはコストがかかりすぎるため比較的自然が残りやすいが、平地は容易に開発可能なため次々と自然が失われ、平地を生息場所としている野鳥は数を減らし続けている。以前はこの場所ではムクドリやカワラヒワ等は普通に群れで見られたのだが、最近はほとんど見かけなくなってしまった。この場所は横浜市においてはおそらく最後の平地であろう。</p> <p>本計画の白紙撤回を要求する。今時このようありきたりな物を造っても誰も評価はしない。むしろまた税金の無駄使いと揶揄されるのが落ちである。</p>	<p>本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。</p> <p>これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</p> <p>上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。</p>

表 10.6 (3) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>つい最近も、全面草刈りが行われ、野鳥の生活の場や隠れ場所をなくしてしまった。特にキジなどは、身を隠す丈の草が必要だが、刈り取ってしまい姿を見なくなってしまった。巣立ちの若鳥も最近は見かけない。</p> <p>要するに生態調査・評価や保護等を全く行っていないことが明白である。むしろ野鳥の生息場所をあらかじめ改変しておいて、この場所には野鳥等いないという既成事実作りをしているとしか思えない。今の時代は人間が手を加えなければ自然是戻ってこない。</p> <p>この場所において今まで行政が行ってきた行為（自然を破壊し野球グラウンドだらけにしたこと、草を刈り、野鳥の生息・隠れ場所を奪ったこと等）、及び今後の事業計画は鳥獣保護法、生物多様性基本法に反したものであり、明らかな違法行為（国が定める法に反した行為であり当然処罰対象に該当する）である。よって本計画は白紙撤回することを要求する。</p> <p>もしこのまま計画を進めるのであれば訴訟になることも考えておいた方が良い。これだけ違法行為を繰り返してきた以上、責任追及は免れないだろう。</p>	<p>本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。</p> <p>これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</p> <p>上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。また、いただいたご意見も参考に、緑地計画を検討します。</p>
	<p>地面に樹木等遮蔽物がないところでは旋風や竜巻が生じやすくなっている。また、そのような場所では土埃が風で飛散し、住宅地で換気がしづらい等の状況がある。緑地を残すことで、草地面の雨水浸透性とホコリ竜巻防止機能が得られる。また、草地には最近減少している草原性の生き物の生息場としての価値がある。</p> <p>整地して土地面の平準化が進むことで、風の強度が増す。現在、B-3 区域 ((仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書 図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図) や外周道路 D にはとところどころに樹木帯がある。防風林の機能として、現状においても北方成分の風が強く吹くときには、様々な飛来物が住宅の方にあり、それらの多くは樹木帯によって被害を免れている部分もある。</p>	<p>本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。</p> <p>これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</p> <p>上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。</p>
		<p>ふれあいとにぎわいのゾーンには、いつでも緊急避難場所等に転用可能な範囲で芝生の広場や季節ごとの草木花が楽しめる花壇広場を作り、観光の名所となるようなものを作るべき。</p>

表 10.6 (4) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>駐車場の数が心配だ。多くの市内公園は、駐車場待ちによる渋滞や近隣への路上駐車違反が発生する問題がある。深谷は大きな公園となりそうなので、立体や地下駐車場等必要以上の駐車台数が置ける駐車場を用意してほしい。また入口、出口を多く設け、入口、出口で渋滞を発生させない工夫もしてほしい。</p> <p>環境保全の見地から、一般利用者の自動車は、駐車場（円周に沿って外縁部に配置されている）から園内へは一切乗り入れさせないでほしい。</p> <p>現在、少年野球と称して、多数の車が跡地内部に入り込んでいる。一部は舗装道路を逸脱し、緑地上に駐車している。さらに、舗装路走行中に、歩行者との接触を起こしているのを目撃した。一般車の園内走行は危険である。</p>	<p>交通集中を回避するため、かつ、利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して準備し、イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とし、出入口を含め、警察等と協議を行い、渋滞を発生させないよう配慮した計画としていきます。</p> <p>当公園では、一般車は駐車場より先へ乗り入れできない計画としています。</p>
	<p>駐車場への進入路が、外周道路でジョギング、散歩、サイクリング利用者の動線と交錯しないようにレイアウトを配慮してほしい。</p> <p>車の動線と歩行者・ランニング者の動線が交錯していると、接触・衝突事故の可能性が排除できない。</p>	<p>駐車場の出入口は、警察等と協議を行い、安全に配慮した計画としていきます。</p>
	<p>園内の最外エリアにあたるサイクリングコースは、広大なスペース故に自転車の走行速度も高くなると思われる。</p> <p>ジョギングコースを走行している人との接触事故の発生を防止するために、明確なエリア分けを計画する必要がある。</p> <p>そのために、ジョギングコースとサイクリングコースの明確なサイン計画が必要と考える。</p>	<p>「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。</p>
	<p>時期によってはお墓参りの人で混雑が予想されるため、園内にかまくらみちが接続する敷地境界から 50mくらいは道幅を広げて歩道を確保してほしい。</p>	

表 10.6 (5) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事後調査	広大な敷地故に夜は非常に暗く、治安的に望ましい状態はない。街灯の本数を通常より多く配置するよう計画してほしい。また、人が園内を歩いて心理的に感じる負荷が軽減されるような明度を所望する。	当公園の園路には、照明灯を設置し、安全に利用、通行ができるよう、配置や明るさ等を検討します。
	現在通信隊跡地が少しづつ整備されているが、夜間は灯りが少なくウォーキングをする際とても怖い。スケートボードを使用している、たまっている若者がたまにいるが、もう少し明るくしてほしい。（近隣の方に配慮できる範囲の明るさで）	また、夜間に事件事故等が起きないよう、安全対策に配慮し、施設の管理方法を検討します。
	防犯対策上明るく出来ない場合は、監視カメラ等つけてほしい。	
	園内は暴走族のたまり場にならないよう願う。	
	園内での夜間警備により事件事故が起きないよう対策してほしい。	
	単に広い公園はすでに近くに侯野公園があるので過剰供給だと思う。作るのであれば差別化のできる内容（植栽、設備等）を期待する。施設的な内容からいえば、野球などができる場は既にあるので、バス便の整理と合わせ、現状では駅前にしかない屋内プールを始めとした室内運動設備（スポーツセンターの内容に近いもの）が設置されると、地域の人間としては大変ありがたく思う。	本公園について、他の公園との差別化等、今後具体的な内容を検討していきますが、本事業は「跡地利用基本計画」に基づいているため、ご要望の施設の整備予定はありません。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	スポーツ施設については少子高齢化が急速に進んでいて運動の種類も変わってきた。完成後に遊休地とならないようにスポーツ施設について配慮してほしい。高齢者が気軽に集い交流するバリアフリー施設や運動リハビリ施設も必要。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。いただいたご意見を参考に高齢者も含めた幅広い年代が気軽に利用できる健康遊具等の設置も検討します。
	子供から大人まで幅広い年代が利用、健康増進できる施設にしてほしい。その為ジョギング、サイクリングだけでなく、健康遊具を充実させてほしい。海外のように筋力トレーニングが出来ると高齢者が比較的多い泉区民の健康寿命を延ばせるのではないかと思う。	

表 10.6 (6) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>周囲が広大な球技などのスポーツをするエリアのため、整備により訪れるユーザーが増えることが想定される。一方で、飲食店等の店舗を用意しない場合は、外での飲食によるごみの放置や回収の問題が懸念される。また、遠方から車で墓参りをしにくるユーザーが、休憩できるスペースが確保されていないため、ゆっくりと故人を弔う機会が失われることが懸念される。</p> <p>若い子供と入れるカフェ等の飲食店スペースは、「憩いの場」として多くの層に愛される事業になり得る。「地域社会」「景観」「ふれあい活動の場」の観点から、飲食店などの店舗が必要と考える。</p>	<p>本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>深谷は交通不便なところにあり、バス及び車を使わないと買い物が出来ないので、大きなショッピングモールを作つてほしい。</p>	<p>本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園を整備するもので、ご要望の施設を整備する予定はありません。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。</p>
	<p>進行中のコロナ禍でも病院や感染症対策施設の不足問題が出ているのでこれを考慮して計画そのものの見直しも必要。墓園整備事業の計画面積を縮小してこれ等に充てるべき。</p>	<p>「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。</p>
	<p>事業計画では、事業区域と近接して暮らす近隣住民と同じ町内に住む住民の間で、合意形成の重み付けが必要であるが、この計画を策定した際にそのような合意形成は行われてきていません。</p> <p>散歩や運動のために利用している市民と近接住民では関わり方が全く異なるので、より関わりが深い近隣の住民の意見を聞き、計画に修正を加えるということが大切である。</p>	<p>本事業は、これまで市民の皆様からご意見をいただき「跡地利用基本計画」を策定し、これに基づき進めているものです。今後、計画の具体化にあたっても、市民の意見をお聞きしながら検討を進めます。</p>

表 10.6 (7) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価 (生物多様性)	<p>永く保たれてきた他に例のない景観や生態系を施設が崩すことの無いようすべき。</p> <p>生物の調査は生物が観察しやすい時期に行ってほしい。</p> <p>例えば、対象事業実施区域の南側は通常時は草地（奥に小さな水たまりあり）だが梅雨の時期は水がたまる。そこではアマガエルが産卵し、ミズカマキリ、コオイムシ、小型のゲンゴロウ類、ヒバカリ等が見られる。1~2 cm程度のドジョウも多数見られるので付近で産卵していると思われる。</p> <p>水がたまり、時間経過とともに見られる生物種が変化するので、この時期に複数回現地を確認してほしい。年によっても、水のたまる時期や期間、生物種が異なるので、出来れば複数の年にわたって調査を希望する。</p> <p>池や横浜市の学校ビオトープのような通年水がある環境とは異なる生態系である点に留意してほしい。</p> <p>返還後、車両の進入と草刈りの頻度、範囲が増加し跡地全体が以前に比べて乾燥しているように思う。生物調査が行われる前に生物が減少するのではないかと心配だ。</p>	<p>工事中、供用後における動物、植物、生態系等、自然環境や景観面については、環境影響評価項目として、「生物多様性（動物・植物・生態系）」、「景観」を選定しています。今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、動物、植物、生態系や景観への影響の程度を把握します。</p> <p>なお、これらの調査については、有識者の意見等も踏まえながら適切に行うとともに、対象事業の実施による影響の程度については、環境影響評価準備書にて明らかにします。</p>

表 10.6 (8) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価 (生物多様性)	<p>生物の調査について、既存資料の収集整理の中に付近の道路での生物の轢死の統計も含めてほしい。</p> <p>住宅地と隣接する外周道路 D にある植生は保存するとともに、計画的に保全する区域を設けることも計画に含める必要がある。現在の景観は完全に自然なものではなく、二次的な自然なので自然の多様性を維持することが肝要だが、必要以上にコストをかける必要はない。生物の生息状況に合わせ、年 2 回程度の刈込を行うとともに、自然に生えている木の苗を保存育成し、不要な枝を払うことで暴風時の飛散や倒木を防止すれば良いと考えられる。また、小さい斜面等の微地形の景観生態系として役割に配慮し、生態系の連続性を残すということも大切である。</p> <p>例えば、キジは鳥類としては比較的大型な種である。そのため、代謝を賄うためには採餌場の確保が重要であり、それが縄張りとしている範囲内にある。キジの縄張りは広く、当家の北側のキジは、東は深谷小学校のあたりから西へ 1 キロくらいの範囲で生活しているようだ。</p> <p>生物多様性を考える際には、こうしたことも配慮が必要だ。</p> <p>外周に隣接する地域（計画の中で外周道路 D 及び B-3 地区 ((仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書 図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図)）では、キジの他に、ヒバリ、コジュケイが営巣し、モグラ（おそらくアズマモグラ）、ニホンヤモリ等が生息している。夏にはフクロコウモリの仲間と思われる小型のコウモリが飛来する。外来種としては、タイワンリスがくる。ハクビシンやアライグマは最近見かけなくなったが、これらもおそらく生息している。</p>	<p>現在、横浜市では轢死の統計情報は整理されていませんが、関係機関に聞き取りを行う等、可能な限り資料収集を行い、必要に応じて環境影響評価準備書で対応します。</p> <p>対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、本事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、生物多様性（動物、植物、生態系）を環境影響評価項目として選定しており、生態系では、「生息域の分断、生息・生育環境の変化及び改変の程度等」や「食物連鎖関係の改変の程度等」といった観点から影響の程度を評価してまいります。</p> <p>また、自然環境に係る調査については、当該地域の生物相に有識者の意見等も踏まえながら適切に行うとともに、対象事業の実施による影響の程度については、準備書にて明らかにします。</p>

表 10.6 (9) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価 (地盤)	B-3 区 ((仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書 図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図) から外周道路 D の境で、先のボーリング調査地点から抜けている部分で、湧水のあった谷が大量の産廃棄物によって埋まり、その後土を盛って現在小高くなっている場所が調査されていない。1960 年代には現存した谷の部分なので、過去の地形図から横浜市として承知しているはずにも関わらず、調査しないことに関して疑問がある。量的にはかなりあるはずであり、覆土も厚いため、数mのボーリングではわからないかもしれない。	当該地域には過去に谷が存在しており、その状況を踏まえた上で、対象事業実施区域における地形・地質、土地条件のほか、産業廃棄物の埋め立て位置等を踏まえてボーリング調査地点を設定しています。 方法書 p. 2-21 の図 2.4.3 に示す産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域は、横浜市に届出されているものです。これ以外にも廃棄物が埋められているとのご意見については、改めて既存資料の調査や聞き取り等を行った上で、関係部署と情報を共有し、既知の処分場跡地の取り扱いを踏まえ、必要に応じて、調査等を行います。
環境影響評価 (地域社会)	一般車両、大型工事車両等による、長後街道(県道横浜伊勢原線)や環状 4 号線から、かまくらみち(県道阿久和鎌倉線)への通り抜けや、通行往来が激しく危険が多い。過去に多数の事故がある。また、周辺には伊勢山小学校、泉が丘中学校があり、スクールゾーンや生活道路が多く存在する。 こうしたことから、上記道路に挟まれたエリアでは、供用開始時に市道(スクールゾーン、生活道路)への車両通行が更に増加することが予測できる為、交通混雑、歩行者の安全、事故の未然防止の観点からも何らかの安全対策や通行制限を設ける必要があるのではないかと考える。 快適な地域環境の確保に努めてもらいたい。	工事の実施による工事車両の通行や供用後の来園車両等の走行に伴い県道 402 号(阿久和鎌倉)の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、地域社会(交通混雑、歩行者の安全)を環境影響評価項目として選定しており、今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、必要に応じて、環境保全のための措置についても検討します。 また、県道 22 号(横浜伊勢原)や環状 4 号線から、県道 402 号(阿久和鎌倉)への通り抜けや、通行往来が激しく危険が多いことについては、関係部署と情報を共有します。
環境影響評価 (景観)	公園から望む山並み(富士山・丹沢山他)はすばらしい景観である。貴重な景観を将来も残してほしいので、樹木の選定、配置等について配慮してほしい。	今後、施設配置等の詳細を検討していく中で、富士山・丹沢の山並等、当該地域特有の景観の保全に配慮した計画にしていきたいと考えています。
	公園からは富士山・丹沢の山並、その奥には秩父の山々が見えるため、この景観を残してほしい。	また、供用後の景観に対応する環境影響評価項目として、「景観」の項目を選定しています。今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、施設の存在に対する景観への影響の程度を把握します。

表 10.6 (10) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価 (文化財等)	<p>東京海軍通信隊戸塚分遣隊の遺構は歴史上重要な文化財のため、設置される公園及び墓園の各施設や園内通路等は、遺構の位置を避けて配置するよう調整して頂き、横浜市の文化財として保存し、貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂けるよう、強く要請する。</p> <p>今回の環境影響評価方法書に、戸塚分遣隊の耐弾式地下送信所のほか、未確認の施設についても調査確認して頂くことが明記され私共、一同感謝している。</p> <p>横浜市が進めている歴史的遺構を生かした公園造り同様、深谷通信隊跡地整備事業においても、横浜市の文化財として保存し、この貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂きたい。</p>	<p>対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき対応します。</p>
	<p>方法書では関係機関と協議の上、埋蔵文化財の調査を行い、未確認施設についても調査確認することが明記されている。試掘調査によって確認された遺構については、本調査を実施し、また、試掘調査で確認されなかった場合においても、整備事業の施工工事中に発見された場合には、直ちに施工工事を中断し、埋蔵文化財の調査を優先させ、破壊することのないよう配慮してほしい。</p>	
その他	<p>災害時の拠点になることから、少なくとも立場から萩丸、高砂苑通信所入口までは車道片側2車線、自転車、歩行者、障害者の人も安心して通れる道が必要だ。また中田、和泉、汲沢は家が密集しており、道が狭いと火災が起った際、救助隊、消防車の通行が困難になる。また、延焼を防ぐ効果もある。</p>	<p>本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。</p>
	<p>かまくらみちは、高砂苑バス停手前までは歩道が狭く自転車等すれ違えないで怖い。土日は野球、サッカー等をする子供たちが通っているが、車とすれすれの様子を見ると怖い。</p> <p>歩道をしっかり整備してほしい。U字溝もガタガタしていてベビーカーを押すのも大変だと思う。</p>	

表 10.6 (11) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他の	<p>県道 402 号（かまくらみち）沿いで事故が起きかねない住宅街・通学路を抜ける危険な抜け道が存在する。</p> <p>将来的に公園整備が完了した場合、車両の往来が増加し、さらに抜け道を利用する者が増えると思われる。</p> <p><b>【提案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>見通しが悪い箇所へカーブミラーを設ける。 先日、泉区土木事務所に提案したが、カーブミラーをつけるとかえってカーブミラーばかり見て事故につながるので設置は難しいと回答された。</li> <li>当該抜け道道路はかまくらみちへ合流する一方通行にして、かまくらみちからは進入出来ないようにする。または通学時間帯のみ進入禁止。 おそらくこの抜け道は元々通学路であったが、抜け道になってしまい、対策が出来ないまま現在に至っていると考える。</li> </ol> <p>公園事業が安全安心なアクセスのもとで利用者が楽しめるよう切に願うとともに、私自身も楽しみにしていまため、前向きにご検討頂きたい。</p> <p>公園を縦断している阿久和道（かまくら道）は、今後交通量の増加が見込まれるが、公園の戸塚区側（二軒家～汲沢入口方面）は、道路幅が狭く、歩行や車両の交換に支障をきたしている。公園整備と周辺部環境への配慮を希望する。</p> <p>この場所は非常に環境に恵まれ、いろいろなレクリエーション施設も出来るとの事、大変喜ばしい事と思う。それに伴い問題は、交通の便の悪さと道路の道幅が狭く歩道もないことだ。何とか改善出来ないか。財政困難の折から大変だろうが、いろいろな施設が出来れば利用者も増えるのではないか。</p> <p>交通量の増加に伴い、周辺の狭い道路に支障をきたすように思えるため、公共交通を第一に考え周りの方々に対しての配慮と環境にやさしい考え方で進めてほしい。</p>	<p>本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。</p>

表 10.6 (12) 公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他	<p>墓園及び公園には、車道、歩道、駐車場も計画されているが、ここへの移動手段は戸塚駅一立場駅間を走るバスが日中 1 時間に 3 本運行しているのみである。</p> <p>車のない老人には大変不便なことであり、墓地及び公園への交通量の増加に伴うバス道の幅拡張とバスの本数増加についても都市計画事業に加えて頂きたい。</p>	<p>本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。</p>
	<p>地域の住民としてこの跡地があるために日常の不便や防犯、安全面等多くの我慢を強いられてきた。高齢化が一層進んでしまい車を手放し買い物や通院でバス便に頼る世帯が急増している。本計画に入る前に道路交通、治安、防犯、防災、排水設備等のインフラ整備を早急に着手すべき。</p>	
	<p>子供が日常的に触れる環境を作ることや、海外からの観光客に対応するためにも、標識・サインの表記は「日本語+英語」を要望する。</p> <p>標識等については、リニューアルをする際に時間とコストがかかるため、新設段階から、日本語+英語を標準としたものの設置をお願いしたい。</p>	<p>施設内での標識や照明灯のデザイン等は今後詳細な検討を進めていきます。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
	<p>看板の配色は、景観を崩さず、耐光性、視認性が高いものを望む。カーキ色の色面に白文字は、上記の条件を満たすと思う。</p>	
	<p>横浜は海を通じて豊かな異文化が浸透した美しい場所なので街灯等の設備を配置する際には、「景観」の観点から、街灯の外観を洋風にしてほしい。</p>	
	<p>園内の犬の散歩について糞の始末をしないで行く人もいるので、規制・対策をお願いしたい。</p>	<p>横浜市では、ペットを飼われている方へのルールとして、糞の持ち帰りをするように案内看板やホームページ等でお知らせしているところです。</p>
	<p>墓地は近隣の方を優先してほしい。</p> <p>お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。</p>	<p>「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。</p>
	<p>野放団に家庭菜園が広がった際には、近接する住宅で庭に進入し窃盗が多発した。このようなことは頻繁に発生し、草花の多くが盗まれた。外周道路ができると、移動がより楽になるため、周辺部での窃盗が発生すると懸念している。</p>	

表 10.6 (13) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	5年前に他界した父の遺骨を手元に置いて、近くで富士山の見える地にお墓を持ちたいと思い、通信隊跡地に市民霊園が出来る事をずっと待ち望んできた。 スポーツや散策ができる、平和で開放的な市民の憩いの地に、やすらぎの永眠のスペース、心地よい空間がなるべく早く出来る事を願う。 夫が亡くなり、墓が欲しいと思うので、ぜひ作ってほしい。	方法書に記載のとおり、本事業は令和5年度の都市計画決定を目指して手続きをすすめています。手続き終了後5年以内の着工準備期間を経て、墓園事業は着工後5年程度での工事完了を想定しています。
	返還以前から意見募集やアイデアコンテストなどがされていてその中でも墓地の希望はごく少数だった。	本市では、平成29年からの20年間で、死亡者が約77万人になる推計となっています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、墓地の需要に応えるためには、公民あわせて約10万区画の墓地整備が必要と推定されるため、緑豊かな墓園を整備するものです。
	令和5年度から開始されると発表されているが、先送りしてよいと思う。理由は予算の使い方を市民の生活、健康を守るために優先的に使うようにしてほしい。総選挙が終わって、今の政権が国民のためにどうするのか不安。市の財政を市民のため有効に使ってほしいと思う。上瀬谷や深谷の事業を遅らせてよいと思う。	「跡地利用基本計画」では、Cゾーン（緑とやすらぎのメモリアルゾーン）は災害時に地域利用エリア等としての利用を想定しています。この内容を踏まえ、公園型墓園の施設配置等の詳細な検討を進め、整備を行います。
	近年多発傾向にある風水害や震度7程度の地震など大きな被害が発生した時などに防災拠点での避難者の受け入れ時、コロナで避難場不足が懸念される状況であり、仮設でも避難者の受け入れスペースとして活用する必要性がある。 近隣での防災に関する意識も高まっており、災害復旧などの仮設住宅や災害復旧住宅などの用地として活用もできるので、ぜひC地区は防災のエリアとして活用して欲しい。	ご指摘の「雨水流失抑制施設」は「雨水流出抑制施設」のことと解しますが、雨水流出抑制施設をはじめとした墓園施設については、地下水の涵養に配慮して、位置や仕様等を検討して整備します。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、わきみずの森の湧水については、水循環（湧水の流量）の項目の中で調査、予測及び評価を行います。
	わきみずの森のせせらぎが3年から4年に一度涸れる現状のため、「雨水流失抑制施設」に貯水した水をわきみずの森のせせらぎに流入できる設備を作ってほしい。	

表 10.6 (14) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	わきみずの森の遊歩道（農道）と墓園の円周道路を連結すれば、水と緑の自然景観や生物多様性の保全に大変有効であると考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。現時点では遊歩道（農道）と外周道路との連結の計画はございませんが、自然環境や生物多様性の保全に配慮し事業を進めます。
	園内を乗り物禁止にしてもらえると安心して園内にいられる。	公園型墓園は、駐車場以外の場所について、一般的の車両の乗り入れは禁止とする予定です。
	外周道路ゾーンは、緊急時以外、車・自転車の乗り入れを禁止してほしい。	外周道路ゾーンは、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約50mの道路を整備するものです。ご要望のように「緊急時以外、車・自転車の乗り入れ」を禁止する計画ではございませんが、利用者が安全に通行できるよう十分配慮し、事業を進めます。
	庭園型墓園を外周道路ゾーンに設置、又は地下型納骨型墓園とし、地上では外周を花の庭園にしてほしい。また、駐輪場や駐車場は外周地上又は地下型にしてほしい。	「跡地利用基本計画」に記載のとおり、中心の広場の外周に公園型墓園を配置し、さらに外側には周辺住民が利用する広場、一番外側に車道や歩道に加え、健康づくりに寄与する外周道路を配置し、象徴的な広場を中心利用者の動線が外周に向けて広がっていくようなイメージで施設を配置しています。 公園型墓園としては、四季折々の草花や緑に囲まれた芝生型や合葬式の納骨施設を整備する計画であり、今後、駐輪場や駐車場を含め、施設の内容を具体化していきます。
	園内の最外エリアにあたるサイクリングコースは、広大なスペース故に自転車の走行速度も高くなると思われる。 ジョギングコースを走行している人との接触事故の発生を防止するために、明確なエリア分けを計画する必要がある。 そのために、ジョギングコースとサイクリングコースの明確なサイン計画が必要と考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。利用者が安全に通行できるよう、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

表 10.6 (15) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	時期によってはお墓参りの人で混雑が予想されるため、園内にかまくらみちが接続する敷地境界から 50mくらいは道幅を広げて歩道を確保してほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただくとともに、関係部署と情報を共有します。
	広大な敷地故に夜は非常に暗く、治安的に望ましい状態はない。街灯の本数を通常より多く配置するよう計画してほしい。また、人が園内を歩いて心理的に感じる負荷が軽減されるような明度を所望する。	当墓園の園路には、照明灯を設置し、安全に利用、通行ができるよう、配置や明るさ等を検討します。
	園内は暴走族のたまり場にならないよう願う。	また、夜間に事件事故等が起きないよう、安全対策に配慮し、施設の管理方法を検討します。
	園内での夜間警備により事件事故が起きないよう対策してほしい。	
	園内は、時間外はすべて閉めてほしい。	
	周囲が広大な球技などのスポーツをするエリアのため、整備により訪れるユーザーが増えることが想定される。一方で、飲食店等の店舗を用意しない場合は、外での飲食によるごみの放置や回収の問題が懸念される。また、遠方から車で墓参りをしにくるユーザーが、休憩できるスペースが確保されていないため、ゆっくりと故人を弔う機会が失われることが懸念される。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	幼い子供と入れるカフェ等の飲食店スペースは、「憩いの場」として多くの層に愛される事業になり得る。「地域社会」「景観」「ふれあい活動の場」の観点から、飲食店などの店舗が必要と考える。	
	墓園の代わりに感染症対策の病院や高齢者用福祉、介護施設や運動施設を作るなど、コロナ禍で苦しんでいる地元住民としてはこれ等を優先事項にしてほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。したがいまして、墓園整備事業ではご要望の施設の整備予定はありませんが、いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

表 10.6 (16) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	道路の整備事業を公園事業と切り離して計画されているが、前からの計画では必ず道路整備となっていたはず。分割着工では果たすべき地域の利便性の改善にはならない。	深谷通信所跡地の全体面積が約 77ha と大規模であるため、施工手順及び各年度の執行可能予算額を勘案しておおむね 3段階に分けて、段階的な計画・整備を行います。 本事業は、(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書の p.2-23 図 2.4.4 に示す通り、工事エリアを 3 つに分けて整備を行い、墓園事業と墓園にアクセスする北側の外周道路を第 1 期として整備します。引き続き、県道 402 号(阿久和鎌倉)を境として、西側の外周道路を第 2 期として整備し、最後に第 3 期として県道 402 号(阿久和鎌倉)の東側を整備します。外周道路は完成した場所から準備部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。
環境影響評価 (生物多様性)	長く保たれてきた景観や生態系の保全などから半永久的に転用が出来ない墓地をこれほど広く作る必要は感じない。 後世に残せる自然環境を作ってほしい。 緑とやすらぎゾーンは、森林区分と墓園用草花に分けたらどうか。木は高さ 2m くらいに管理していただき、木登りの危険なく、虫や小鳥などの小動物が安心して生息できる場所をつくってほしい。	墓園区域内には、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、35%以上の緑地を設けるとともに、公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指し、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。詳細な緑地計画は、今後具体的に検討し、準備書にて示します。

表 10.6 (17) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価 (文化財等)	東京海軍通信隊戸塚分遣隊の遺構は歴史上重要な文化財のため、設置される公園及び墓園の各施設や園内通路等は、遺構の位置を避けて配置するよう調整して頂き、横浜市の文化財として保存し、貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂けるよう、強く要請する。	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき対応します。
	今回の環境影響評価方法書に、戸塚分遣隊の耐弾式地下送信所のほか、未確認の施設についても調査確認して頂くことが明記され私共、一同感謝している。 横浜市が進めている歴史的遺構を生かした公園造り同様、深谷通信隊跡地整備事業においても、横浜市の文化財として保存し、この貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂きたい。	
	方法書では関係機関と協議の上、埋蔵文化財の調査を行い、未確認施設についても調査確認することが明記されている。試掘調査によって確認された遺構については、本調査を実施し、また、試掘調査で確認されなかった場合においても、整備事業の施工工事中に発見された場合には、直ちに施工工事を中断し、埋蔵文化財の調査を優先させ、破壊することのないよう配慮してほしい。	
その他	お墓の申込みは通信所跡地 500m以内の住人を優先にしてほしい。	募集方法等は、現在検討中です。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。	
その他	横浜は海を通じて豊かな異文化が浸透した美しい場所なので街灯等の設備を配置する際には、「景観」の観点から、街灯の外観を洋風にしてほしい。	施設内での照明灯のデザイン等は今後詳細な検討を進めていきます。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
	かまくらみちの道路事情の悪化が懸念される。高砂苑信号の場所はかまくらみちから汲沢方面に抜け道として利用している人も多いため、最低限葛野小入口の信号から高砂苑信号まで片側 2 車線または左側専用道路、そして自転車、歩行者の安全を確保するため、和泉側の歩道の整備を合わせて検討してほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

表 10.6 (18) 墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他	災害時の拠点になることから、少なくとも立場から萩丸、高砂苑通信所入口までは車道片側2車線、自転車、歩行者、障害者の人も安心して通れる道が必要だ。また中田、和泉、汲沢は家が密集しており、道が狭いと火災が起った際、救助隊、消防車の通行が困難になる。また、延焼を防ぐ効果もある。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	高齢化でバスに頼るしかなく危険なまくら道の横断をしてバス停を使用している住民として周回道路のバス便の開通を希望している。	
	墓園を利用する場合、バスで行くことになるため、バスの本数を増やしてほしい。	
	バス路線を、外まわり、内まわりなど、外周内に設けてほしい。	
	園内の犬の散歩について糞の始末をしないで行く人もいるので、規制・対策をお願いしたい。	横浜市では、ペットを飼われている方へのルールとして、糞の持ち帰りをするように案内看板やホームページ等でお知らせしているところです。

表 10.7 公園整備事業に対し提出された意見書のうち、  
墓園整備事業に係る意見書の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	進行中のコロナ禍でも病院や感染症対策施設の不足問題がでているのでこれを考慮して計画そのものの見直しも必要。墓園整備事業の計画面積を縮小してこれ等に充てるべき。	本市では、平成 29 年からの 20 年間で、約 77 万人の死亡者推計をしています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約 10 万区画の墓地整備が必要と推定し、墓地の需要に応えるために、緑豊かな墓園を整備するものです。 したがいまして、墓園計画面積の縮小の予定、並びにご要望の施設の整備予定はありませんが、いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
その他	墓地は近隣の方を優先してほしい。	募集方法等は、現在検討中です。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。	
	野放団に家庭菜園が広がった際には、近接する住宅で庭に進入し窃盗が多発した。このようなことは頻繁に発生し、草花の多くが盗まれた。外周道路ができると、移動がより楽になるため、周辺部での窃盗が発生すると懸念している。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

### 10.3 方法市長意見書に記載された市長意見及び都市計画決定権者の見解

公園及び墓園整備事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第21条第1項に規定する環境の保全の見地からの方方法市長意見書は令和4年4月20日に送付を受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 10.8 に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業に対する方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 10.9 (1)～(5) に示すとおりです。

表 10.8 方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和4年5月13日～令和4年6月13日（31日間）
縦覧対象区	戸塚区、泉区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 戸塚区役所 区政推進課 企画調整係 泉区役所 区政推進課 企画調整係

表 10.9 (1) 方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 事業計画	整備方針や運動広場等の内容が確認でき、自然と人との距離を保った場所が担保されること等が分かるように、施設配置計画や緑地計画等を準備書に具体的に記載してください。	施設配置計画及び緑地計画における整備方針や運動広場等の内容、自然と人との距離を保った場所（保護区）の担保等、具体的な内容は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50)
	公園、墓園及び外周道路の草地環境等を一体的かつ連続的に保全すること、及び生物多様性の保全にとって十分な規模の草地を再生すること等を、具体的に検討してください。	公園・墓園事業、外周道路内における草地環境の保全・復元による動植物の生息・生育環境の保全を検討します。また、施設配置計画及び緑地計画では、対象事業実施区域内における樹林地から草地までの連続性（樹林から草地までのエコトーン）、周辺緑地との連続性等に配慮する計画となるよう検討します。具体的な内容は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50)
	西側水路周辺の水源環境や周辺の湧水を考慮し、教育的効果も図れるグリーンインフラ及びヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討し、準備書に記載してください。	グリーンインフラでは、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化等による地下水の涵養に配慮した計画としました。グリーンインフラに対する記述を「第2章 2.3.9 グリーンインフラ」に記載しました。(p. 2-40) ヒートアイランド対策では、緑陰やヒートアイランド対策等利用者の快適な環境の提供も併せて検討しました。ヒートアイランド対策の記述を「第2章 2.3.10 地球温暖化対策」、「第2章 2.3.12 緑の保全と創造」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-40、p. 2-43～2-45、p. 2-47～p. 2-49)
	土壤汚染調査の内容を整理し、産業廃棄物最終処分場跡地との関係を含めて地中の全体像を把握できるようにしたうえで、工事計画や施設配置、環境保全措置等を準備書に記載してください。	「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壤汚染調査は、南関東防衛局により平成27年から28年にかけて資料等調査及び概況調査、平成28年度に詳細調査が行われ、公園予定地の一部で鉛及びその化合物、ダイオキシンが土壤汚染対策法等の基準を超えて抽出されました。これらから、公園予定地の一部は平成30年に形質変更時要届出区域に指定されおり、着手する場合は、手続きに則り着手予定日の30日前までに、市に対して届出する予定です。 一方、公園予定地と墓園予定地の一部では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。このため、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省）に基づき、施工方法の基準に沿った事前調査及びモニタリングを行う必要があります。 これらの土壤汚染調査結果は「資料編 1.2 土壤調査結果」に記載しました。(p. 資1.2-1～p. 資1.2-10) また、工事計画や施設配置計画、環境保全措置等は、上記の調査結果も踏まえて検討したものであり、「第2章 2.1 都市計画対象事業の概要」及び「第6章 6.6 水質・底質」、「第6章 6.7 土壤」に記載しました。(p. 2-1～p. 2-3、p. 6.6-37、p. 6.7-16)

表 10.9 (2) 方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 工事中	ア 生物多様性	囲障区域やわきみずの森を含めた、対象事業実施区域及びその周辺の調査について、調査地点やラインセンサスルート、踏査ルート等を準備書に具体的に記載してください。
		イ 廃棄物・建設発生土	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、管理型混入安定型埋立地と定義されている産業廃棄物最終処分場に埋め立てられている廃棄物の種類、量等を把握したうえで、環境影響評価（水質、底質等の予測、評価）を行ってください。
		ウ 土壤	国の実施した土壤汚染調査等（地下水の状況を含む）を準備書に記載するとともに、それらに基づいた予測、評価等を行ってください。
	(2) 供用時	ア 生物多様性	草地環境の類型区分は、土壤や地形の影響等を含めた植生区分、及び同年度の草刈や人の立ち入り頻度（踏圧）による利用区分の両方を重ね合わせて検討し、類型区分に対応した動植物、生態系への影響について予測、評価等を行ってください。
		イ 廃棄物・建設発生土	最終処分場跡地は取り扱われた廃棄物の種類より、管理型混入安定型埋立地であることを「資料編 1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」に記載しました。（p. 資 1.3-1） 上記を踏まえ、水質・底質の予測、評価を行いました。予測、評価は「第6章 6.6 水質・底質」に記載しました。（p. 6.6-34～p. 6.6-39）
		ウ 土壤	土壤汚染対策法に基づいた土壤汚染調査として、資料等調査、概況調査（表層）、詳細調査（深度）が実施され、対象事業実施区域の一部が形質変更時用届出区域に指定されています。 土壤汚染調査結果は「資料編 1.2 土壤調査結果」に記載しました。（p. 資 1.2-1～p. 資 1.2-10） また、上記を踏まえ、「第6章 6.3 水循環」、「第6章 6.6 水質・底質」、「第6章 6.7 土壤」等の調査項目を選定し、予測、評価を行いました。（p. 6.3-1～p. 6.3-19、p. 6.6-1～p. 6.6-39、p. 6.7-1～p. 6.7-17）

表 10.9 (3) 方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 環境影響評価項目	(2) 供用時	イ 地域社会  外周道路について、県道 402 号線との交差部はラウンドアバウトを検討しているため、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要であることを考慮して、将来交通量を踏まえて予測、評価等を行ってください。	方法書段階にて外周道路に計画をしていたラウンドアバウト（環状交差点）は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点（準備書の時点）では採用しないこととしました。（p. 2-24）
		ウ 景観  西側水路の盛土及び見晴らしの丘の整備等による景観変化についても検証できるよう、調査地点を追加してください。	近景の調査・予測地点として、見晴らしの丘予定地点付近、西側水路の盛土整備箇所を追加設定し、整備前後の変化を把握できるようにしました。予測・評価は「第 6 章 6.14 景観」に記載しました。（p. 6.14-3～p. 6.14-5、p. 6.14-18～p. 6.14-42）

表 10.9 (4) 方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 事業 計画	整備方針や運動広場等の内容が確認でき、自然ととの距離を保った場所が担保されること等が分かるように、施設配置計画や緑地計画等を準備書に具体的に記載してください。	施設配置計画及び緑地計画における整備方針や運動広場等の内容、自然ととの距離を保った場所（保護区）の担保等、具体的な内容は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50）
	公園、墓園及び外周道路の草地環境等を一体的かつ連続的に保全すること、及び生物多様性の保全にとって十分な規模の草地を再生すること等を、具体的に検討してください。	公園・墓園事業、外周道路内における草地環境の保全・復元による動植物の生息・生育環境の保全を検討します。また、施設配置計画及び緑地計画では、対象事業実施区域内における樹林地から草地までの連続性（樹林から草地までのエコトーン）、周辺緑地との連続性等に配慮する計画となるよう検討します。具体的な内容は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50）
	西側水路周辺の水源環境や周辺の湧水を考慮し、教育的効果も図れるグリーンインフラ及びヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討し、準備書に記載してください。	グリーンインフラでは、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化等による地下水の涵養を配慮した計画としました。グリーンインフラに対する記述を「第2章 2.3.8 グリーンインフラ」に記載しました。（p. 2-40） ヒートアイランド対策では、緑陰やヒートアイランド対策等利用者の快適な環境の提供も併せて検討しました。ヒートアイランド対策の記述を「第2章 2.3.10 地球温暖化対策」「第2章 2.3.12 緑の保全と創造」「第2章 2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-40、p. 2-43～2-45、P. 2-47～p. 2-49）
	土壤汚染調査の内容を整理し、産業廃棄物最終処分場跡地との関係を含めて地中の全体像を把握できるようにしたうえで、工事計画や施設配置、環境保全措置等を準備書に記載してください。	「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壤汚染調査は、南関東防衛局により平成27年から28年にかけて資料等調査及び概況調査、平成28年度に詳細調査が行われ、公園予定地の一部で鉛及びその化合物、ダイオキシンが土壤汚染対策法等の基準を超えて抽出されました。これらから、公園予定地の一部は平成30年に形質変更時要届出区域に指定されおり、着手する場合は、手続きに則り着手予定日の30日前までに、市に対して届出する予定です。 一方、公園予定地と墓園予定地の一部では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。このため、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省）に基づき、施工方法の基準に沿った事前調査及びモニタリングを行う必要があります。 これらの土壤汚染調査結果は「資料編 1.2 土壤調査結果」に記載しました。（p. 資1.2-1～p. 資1.2-10）また、工事計画や施設配置計画、環境保全措置等は、上記の調査結果も踏まえて検討したものであり、「第2章 2.1 都市計画対象事業の概要」及び「第6章 6.6 水質・底質」、「第6章 6.7 土壤」に記載しました。（p. 2-1～p. 2-3、p. 6.6-37、p. 6.7-16）

表 10.9 (5) 方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 工事中	ア 生物多様性	囲障区域やわきみずの森を含めた、対象事業実施区域及びその周辺の調査について、調査地点やラインセンサスルート、踏査ルート等を準備書に具体的に記載してください。
		イ 廃棄物・建設発生土	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、管理型混入安定型埋立地と定義されている産業廃棄物最終処分場に埋め立てられている廃棄物の種類、量等を把握したうえで、環境影響評価（水質、底質等の予測、評価）を行ってください。
	(2) 供用時	ア 生物多様性	草地環境の類型区分は、土壤や地形の影響等を含めた植生区分、及び同年度の草刈や人の立ち入り頻度（踏圧）による利用区分の両方を重ね合わせて検討し、類型区分に対応した動植物、生態系への影響について予測、評価等を行ってください。
		イ 地域社会	外周道路について、県道402号線との交差部はラウンドアバウトを検討しているため、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要であることを考慮して、将来交通量を踏まえて予測、評価等を行ってください。
		ウ 景観	西側水路の盛土及び公園整備事業における見晴らしの丘の整備等による景観変化についても検証できるよう、調査地点を追加してください。